

豊後大野市建築設計業務等委託契約約款【令和2年5月1日以降】運用通知

第7条関係 (A) (著作権の帰属) : (B) (著作権の譲渡等)

[注] における条文(A) (B)の選択に当たっては、原則として、条文(A)を選択することとし、次の各号のいずれかに該当する場合に条文(B)を選択すること。

なお、条文(A) (B)の選択については、設計仕様書に明記すること。

- 一 象徴性、記念性等が極めて高く、他の類似の建築がなされることを確実に回避する必要がある場合
- 二 同一又は類似の設計に基づく建築を繰り返し行う場合
- 三 建築及び建築設備工事の予定地又は建築物において単独で行われる調査、測量及び地質調査業務を行う場合

条文(A)第8条関係 (著作物等の利用の許諾)

第1項第二号の「前号の目的」については、設計業務を分割して委託し、業務の継続が困難となった場合等において、成果物を利用して建築物を完成するため、受注者より引渡しを受けた成果物を発注者又は発注者の委託する第三者が利用できるものであること。

また、【7条～11条及び13条の2】の関係は以下のとおりです。

(著作権の帰属) (著作権の譲渡等)	7A (著作権の帰属)	7B (著作権の譲渡等)
(著作物等の利用の許諾)	8A (著作物等の利用の許諾)	-----
(著作者人格権の制限)	9A (著作者人格権の制限)	8B (著作者人格権の制限)
(受注者の利用)	-----	9B (受注者の利用)
(著作権等の譲渡禁止)	10A (著作権等の譲渡禁止)	-----
(著作権の侵害の防止)	11A (著作権の侵害の防止)	10B (著作権の侵害の防止)
	-----	11B 削除
(意匠の実施の承諾等)	13の2A	13の2B